

現 行	改 正 後
<p>【本編】</p> <p>1 1 信託兼営金融機関関係</p> <p>1 1 - 4 監督に係る事務処理上の留意事項</p> <p>1 1 - 4 - 5 議決権の取得制限</p> <p>(1) 信託兼営金融機関が金融商品取引法第33条の2に基づき登録をした登録金融機関である場合には、投資一任契約に基づき顧客のために議決権を行使し又は議決権の行使について指図を行う株式等に係る議決権は、銀行法第16条の3等において信託兼営金融機関が取得し又は保有する議決権に含まれるものではないことに留意する。</p> <p>(2) 信託兼営金融機関が信託財産として議決権を保有することについては、<u>議決権の行使権限が金融機関側に留保される場合には、銀行法等による規制がなされているところ（銀行法第16条の3関係）。</u> <u>本規制に関し、特に、銀行法第16条の3第2項ただし書の承認に当たっては、基準議決権数を超過し、かつ1年を超えて保有しようとする場合には、その都度承認申請が必要であるが、その超過理由が銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号。以下「銀行法規則」という。）第17条の6第10号の「元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式等の取得」の場合には、インデックス運用等の実態及び独禁法上の運営との平仄も踏まえ、原則以下の手続きにより、その届出受理、承認を行うこととする。なお、以下の取扱いについては、元本補てんのない信託に係る信託財産以外の財産において保有する議決権数が5%以内となっている場合にのみ適用することに留意する。</u></p> <p>① 届出 <u>銀行法規則第35条第1項第11号に基づく届出（以下「11号届出」という。）及び同項第13号に基づく届出は、前年1月1日から12月末日までの状況について、1月末日までに別紙様式24によりまとめて行うものとする。</u></p> <p>② 承認（銀行法第16条の3第2項ただし書き）</p>	<p>【本編】</p> <p>1 1 信託兼営金融機関関係</p> <p>1 1 - 4 監督に係る事務処理上の留意事項</p> <p>1 1 - 4 - 5 議決権の取得制限</p> <p>(1) 信託兼営金融機関が金融商品取引法第33条の2に基づき登録をした登録金融機関である場合には、投資一任契約に基づき顧客のために議決権を行使し又は議決権の行使について指図を行う株式等に係る議決権は、銀行法第16条の3等において信託兼営金融機関が取得し又は保有する議決権に含まれるものではないことに留意する。</p> <p>(2) 信託兼営金融機関が信託財産として議決権を保有することについては、<u>元本の補てんのある信託における議決権の行使権限が金融機関側に留保される場合には、銀行法等による規制がなされていることに留意する（銀行法第16条の3関係）。</u></p>

現 行	改 正 後
<p><u>承認申請は、11号届出を行った議決権のうち、その取得し、又は保有することとなった日から1年を超えて保有しようとするもの及び、承認期限が到来するものについて、当該届出を行った年の2月の第10営業日までに申請を受理し、3月の第7営業日までに承認を行うものとする。承認に当たっては、原則として2年後の3月末日を期限とするものとする。</u></p> <p><u>申請書の添付書類は銀行法規則第17条の7第1項によるものとし、以下の要件を満たす場合には、銀行法規則第17条の7第2項の「やむを得ないと認められる理由」があるものと判断して差し支えないものとする。</u></p> <p><u>イ 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産において保有しようとする議決権数が総株主の議決権の5%以内であること。</u></p> <p><u>ロ 元本の補てんのない信託に係る信託財産及びそれ以外の財産を合算した議決権数につき、1年を超えて保有しようとする議決権数が総株主の議決権の10%以内であること。</u></p> <p><u>(注) 1月1日から承認申請までの間に、当該届出を行わなかった国内の会社の議決権を基準議決権数を超過して取得し、又は保有したときは、当該届出書に追記して再度11号届出を行えば当該申請の際に併せて申請を行うことができることとし、その他の議決権についてはその都度11号届出及び承認申請を行うよう求めることとする。</u></p> <p>【別紙様式集】</p> <p>別紙様式24</p> <p>(略)</p>	<p>【別紙様式集】</p> <p>(削除)</p>